

# 災害時に支援が必要な方の 名簿登録を行っています！



鬼北町では、地震や風水害などの災害が発生した時、自力での避難ができない方の避難支援や、避難所での生活支援等を迅速かつ円滑に行うため、「避難行動要支援者名簿」への登録及び「個別避難計画」の作成を推進しています。

## <<避難行動要支援者名簿への登録について>>

### 1. 登録対象者

登録対象者は、在宅で暮らす次のような方で、家族などの援護が望めない方です。

- ① 身体的機能の低下や認知症等により介護が必要な高齢者  
(おおむね要介護3以上)
- ② 上記のほか障害のある方など、災害時に支援が必要な方

### 2. 登録方法

鬼北町避難行動要支援者申請書兼同意書を、役場保健介護課、日吉支所、各公民館まで提出していただきます。なお、対象者の自宅を地域包括支援センター職員が訪問し、申請をお手伝いすることもできます。

## <<個別避難計画について>>

### 1. 個別避難計画の作成方法

鬼北町避難行動要支援者申請書兼同意書を提出された方に対し、地域包括支援センター職員等が個別避難計画を作成します。

その際、申請者から住所、氏名、避難支援の内容等の個人情報の提供を受けます。また、申請者自身に避難協力者を選定していただきます。

## 2. 個別避難計画の活用方法

作成した個別避難計画は、行政機関、自主防災組織、民生児童委員等が保管し、平常時からの見守りや、災害発生時の安否確認、避難支援、避難場所での生活支援等に活用します。

<<申請される方へのお願い>>

### 1. 申請者

名簿登録については、個人情報保護の観点から原則として本人による申請となりますが、本人の身体状況などから申請できない場合は、配偶者、扶養義務者、保護者による代理申請ができます。

### 2. 避難協力者

個別避難計画では、避難協力者を決めることとしていますが、協力者はあくまでも善意と地域の助け合い活動により、できる範囲で支援を行ってもらうものであり、災害時に支援できなかつたり、事故等が発生しても責任を伴うものではありません。

※協力者が確保できない場合やご家族で対応される場合は未記入でもかまいません。

### 3. 平時の心がけ

大規模な地震など、災害時には予想されない事態が起こります。登録したことで安心し、助けを待つのでなく、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、また日頃から積極的に避難協力員や地域の方と良い関係を作るように心がけてください。



お問い合わせ先

鬼北町役場 保健介護課 保健係・地域包括支援センター  
電話 45-1111 (内線3121・3122)